

長野県犯罪被害者等支援条例検討部会設置要綱（案）

（目的）

第 1 犯罪被害者等支援に関する条例制定について検討するため、長野県人権政策審議会に長野県犯罪被害者等支援条例検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 検討部会は、犯罪被害者等支援施策に専門的な知見を持つ 5 名で構成する。

（会長）

第 3 検討部会には部会長を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 会議は、部会長が招集する。

2 会議の進行は、部会長が務める。

（庶務）

第 5 検討部会の庶務は、県民文化部人権・男女共同参画課において処理する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、長野県犯罪被害者等支援条例（仮称）が制定されたときには、廃止する。